

防医教教2第529号

6 . 7 . 2 5

事 務 局 長
医 学 教 育 部 長
病 院 長
教 務 部 長
殿

防衛医科大学校長

初任実務研修医官の居住場所について（通達）

改正 令和 3年 3月30日

標記について、下記のとおり通達する。
なお、初任実務研修について（通達）（防医教研第726号(55.6.4)）は廃止する。

記

- 1 初任実務研修医官は、研修医官棟において営舎内居住するものとする。ただし、配偶者又は扶養親族と同居し、研修に支障のない近傍に居住する者は、承認を得て営舎外居住することができる。
- 2 営舎外居住の承認は、別紙様式による申請に基づき行うものとする。

添付書類：別紙様式

別紙様式

営舎外居住申請書

申請理由				
同居者	続柄	氏名	続柄	氏名
居住場所				
防衛医科大学校からの距離				

上記のとおり、営舎外居住を申請します。

令和 年 月 日

第 期初任実務研修 班

階 級

氏 名

決 定	日 付	専決権者の確認
承認 非承認		